

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などで、本人が負担した金額。（国民年金保険料は証明書が必要）												
小規模企業共済等掛金	小規模企業法に規定される共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定される企業型年金・個人型年金の掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金。複数ある場合はそれぞれの合計額。											
介護医療保険料控除	【旧・生命保険料控除】 生命保険契約、生命共済契約の保険料を支払った場合。 【新・生命保険料控除】 平成24年1月1日以降に新規契約・更新した生命保険契約は「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」の3つの控除枠により計算します。											
地震保険料控除	地震保険契約の保険料を支払った場合控除されます。 ※平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約の支払保険料は旧長期損害保険料の区分で計算します。											
寡婦・ひとり親控除	【ひとり親控除（30万円）】 次の①、②、③すべての要件を満たす方 ①…現在婚姻しておらず（未婚、離別、死別又は配偶者生死不明を含む）事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない ②…合計所得金額が500万円以下 ③…他の者の扶養になっていない所得48万円以下の生計を一にする子を有する 【寡婦控除（26万円）】 次の①又は②の要件を満たす方 ①…夫と離別後に再婚せず、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下 ②…夫と死別後（又は生死不明）に再婚せず、合計所得金額が500万円以下											
勤労学生・障害者	【勤労学生控除（26万円）】 大学、各種学校等の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の方。 【障害者控除（控除額は次のとおり）】 申告者本人、配偶者控除や扶養控除の対象者が障害者の場合に適用されます。 ※配偶者特別控除の対象となる配偶者は適用しません。 ・特別障害者[身体1・2級、精神（1級、Aの1、Aの2）など] 納税者本人……………30万円 （同居）配偶者・扶養親族（一人につき）……………53万円 （非同居）配偶者・扶養親族（一人につき）……………30万円 ・普通障害者[特別障害に該当しない方] 納税者本人・配偶者・扶養親族（一人につき）…26万円 ※障害者控除対象者認定書の交付を受けている方も適用されます（介護保険担当課で申請が必要）。											
配偶者（特別）控除	前年末時点で（年の途中で死亡した人はその時点で）、あなたと生計を一にしている配偶者がいる場合、以下の表のとおり控除が適用されます。											
配偶者（特別）控除	配偶者の合計所得金額 （給与収入のみの場合は給与収入金額）		扶養控除の種類	本人の合計所得金額								
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超					
	48万円以下 (103万円以下)	配偶者控除(69歳まで) 老人配偶者控除(70歳以上)		33万円	22万円	11万円	控除なし (扶養人数に含む)					
	48万円超95万円以下 (103万円超150万円以下)			33万円	22万円	11万円						
	95万円超100万円以下 (150万円超155万円以下)	配偶者特別控除		33万円	22万円	11万円						
	100万円超105万円以下 (155万円超160万円以下)			31万円	21万円	11万円						
	105万円超110万円以下 (160万円超166.8万円未満)			26万円	18万円	9万円						
	110万円超115万円以下 (166.8万円以上175.2万円未満)			21万円	14万円	7万円						
	115万円超120万円以下 (175.2万円以上183.2万円未満)			16万円	11万円	6万円						
	120万円超125万円以下 (183.2万円以上190.4万円未満)			11万円	8万円	4万円						
	125万円超130万円以下 (190.4万円以上197.2万円未満)			6万円	4万円	2万円						
	130万円超133万円以下 (197.2万円以上201.6万円未満)			3万円	2万円	1万円						
	133万円超 (201.6万円以上)			控除なし (扶養人数に含まない)								
扶養控除	扶養親族の所得要件は所得の種類に関係なく48万円以下です。											
扶養控除	扶養控除の種類		控除額		※同居老親等とは、本人又はその配偶者の直系尊属（父母・祖父母など）で、本人と同居している方。							
	年少扶養（0歳～15歳）		0円									
	一般扶養（16歳～18歳・23歳～69歳）		3.3万円									
	特定扶養（19歳～22歳）		4.5万円									
	老人扶養（70歳以上）	同居老親等	4.5万円									
扶養控除			同居老親等以外		3.8万円							
雑損控除	災害や盗難、横領などにより、住宅や家財に損害をうけた場合に記入します。											
医療費控除	医療費の通常控除	病院等に支払った治療費、医薬品の購入代などに要した費用、指定介護老人福祉施設利用料、居宅サービス利用料等がある場合（医療費控除の明細書等が必要）。 （支払った医療費－高額療養費等で補った金額）－ 所得金額の合計額の5%（10万円が限度）＝医療費控除額（最高200万円）										

[illegible]

1 収入金額等						2 所得金額					
事業 所得	営業	卸売業、小売業、飲食業、製造業、修繕業、サービス業等の営業から生じる所得。申告書裏面の「8事業・不動産所得に関する事項」欄を使用して計算してください。 [収入金額－仕入金額－経費－専従者控除＝所得金額]									
	農業	田、畑、養蚕、農家が兼営する家畜、酪農などから生ずる所得。 [収入金額－必要経費－専従者控除＝所得金額]									
	不動産	地代、アパート、家賃、駐車場代、土地、建物の権利金等から生ずる所得。申告書裏面の「8事業・不動産所得に関する事項」欄を使用して計算してください。 [収入金額－必要経費－専従者控除＝所得金額]									
	配当	株式などの配当、証券投資信託の収益の分配などに係る所得。申告書裏面の「9配当所得に関する事項」欄を使用して計算してください。									
給与	俸給・給与・賞金・賞与などの収入の合計額を記入。青色・白色の事業専従者給与も給与所得になります。（所得金額は記入しなくても可）										
雑所得	公的年金収入の合計額を記入。下表により公的年金所得金額が算出できます。令和3年度分（令和2年中所得）の申告からは、公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額に応じて計算が変わります。										
	公的年金等	区分	収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得の金額							
					公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額						
					1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超				
		65歳以上の方	3,300,000円未満	(A)－1,100,000円	(A)－1,000,000円	(A)－900,000円					
			3,300,000円以上4,100,000円未満	(A)×75%－275,000円	(A)×75%－175,000円	(A)×75%－75,000円					
			4,100,000円以上7,700,000円未満	(A)×85%－685,000円	(A)×85%－585,000円	(A)×85%－485,000円					
7,700,000円以上10,000,000円未満	(A)×95%－1,455,000円		(A)×95%－1,355,000円	(A)×95%－1,255,000円							
10,000,000円以上	(A)－1,955,000円		(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円							
65歳未満の方	1,300,000円未満	(A)－600,000円	(A)－500,000円	(A)－400,000円							
	1,300,000円以上4,100,000円未満	(A)×75%－275,000円	(A)×75%－175,000円	(A)×75%－75,000円							
	4,100,000円以上7,700,000円未満	(A)×85%－685,000円	(A)×85%－585,000円	(A)×85%－485,000円							
	7,700,000円以上10,000,000円未満	(A)×95%－1,455,000円	(A)×95%－1,355,000円	(A)×95%－1,255,000円							
	10,000,000円以上	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円							
業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの収入と所得を記入してください。申告書裏面の「10雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄を使用して計算してください。										
その他	上記以外の雑所得の収入と所得を記入してください（生命保険等に基づく年金、互助年金など）。申告書裏面の「10雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄を使用して計算してください。										
総合課税	一時所得	総合課税は動産の譲渡により生ずる所得。一時所得は、生命保険等の満期戻金などの一時的な性質をもっている所得。ともに特別控除50万円。申告書裏面の「11総合課税・一時所得の所得金額に関する事項」欄を使用して計算してください。									
分離	土地・建物や山林・株式等の譲渡、退職金の受け取りなどによる所得。申告書裏面の「12分離課税所得」欄を使用して計算してください。										
4 所得から差し引かれる金額（3の計算結果）											
生命保険・介護医療保険控除・個人年金	【旧・生命保険料控除】 生命保険契約、生命共済契約の保険料を支払った場合。個人年金保険料の控除額は一般保険料と同じ計算方法です。両方ある場合はそれぞれの合計額。 【新・生命保険料控除】 平成24年1月1日以降に新規契約・更新した生命保険契約は「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」の3つの控除枠により計算します。計算方法・限度額は右のとおりです。平成23年12月31日以前の契約は従前の制度が適用となります。新旧両方の契約がある人は、旧契約のみ・新契約のみ・新旧両方のいずれかを選択して申告できます。新旧両方で申告する場合、は新旧それぞれの制度で計算した合計額が申告額となりますが、控除限度額は所得税4万円・住民税2.8万円となるので注意してください。また、その場合の全体の控除限度額は所得税12万円・住民税7万円です。										
	旧生命保険料控除		支払った保険料		控除額						
			～15,000円		保険料全額						
			15,001円～40,000円		保険料×1/2+7,500						
新生命保険料控除	新生命保険料控除		支払った保険料		控除額						
			～12,000円		保険料全額						
			12,001円～32,000円		保険料×1/2+6,000						
			32,001円～56,000円		保険料×1/4+14,000						
地震保険料控除	地震、旧長期間方がある場合		それそれぞれで計算した控除額の合計。(最高25,000円)		1契約で地震・旧長期間方がある場合はいずれか一方を選択。						
	保険の区分		支払った保険料		控除額						
	地震保険料		—		支払った保険料×1/2（最高25,000円）						
	旧長期損害保険料		～5,000円 5,001円～15,000円 15,001円～		支払った保険料の金額 支払った保険料×1/2+2,500円 10,000円（一律）						
源泉徴収票の 等特別控除の額 特別控除可能額 源泉に記載された 左表の区分に応じ 非該当）」を○で											
支所、千葉県又は香取市が条例指定した法人への寄附金が対象です。前年1月～12月中の寄 市市民税額から控除します。対象となる寄附金額は総所得金額等の30％が限度です。 ①×10％ がある場合、次の計算式による金額を市県民税額から控除します。（令和元年6月1日以降、総 全体への寄附金は①のみ適用されます。） ②×10％ ③×④（⑤＝所得税負担率×1.02）											